

事務連絡
令和3年3月1日

各高齢者福祉施設長

様

各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

社会福祉施設への退院受入支援事業について

平素は、高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、標記事業については、「社会福祉施設への退院受入支援事業について」（令和3年2月16日付け事務連絡）により実施予定の連絡をしているところですが、入院対応医療機関の負担を軽減するため、緊急事態宣言が解除された後も令和3年3月31日まで継続することとしましたのでお知らせいたします。

また、新型コロナウイルス感染症患者の退院基準について、人工呼吸器等による治療を行った場合の取扱いが厚生労働省より示されました（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日付け健感発0225第1号））ことに伴い、留意事項を別紙のとおり改正いたしますので御留意いただきますようお願いいたします。

なお、申請手続き等については、近日中に別途お知らせします。

記

1 支給対象者（高齢者施設関係）

以下の要件のどちらも満たす入所施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所）

①保険医療機関から新型コロナウイルス感染症からの回復者の受入れを行うこと。

②原則、10日間の入所（健康管理）を行うこと。ただし、10日を待たずして身体状態等が回復し、本人合意のもと早期に退所した場合はこの限りではないこと。

2 留意事項

別紙をご参照ください。

【問合せ先】

兵庫県健康福祉部少子高齢局

高齢政策課 介護基盤整備班 高年施設担当

TEL 078-341-7711(内線 2974)

FAX 078-362-9470

メール koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp